

第6期 横手市介護保険事業計画 高齢者福祉計画

【概要版】

平成27年度～平成29年度



平成27年3月

横手市

1 計画策定の趣旨

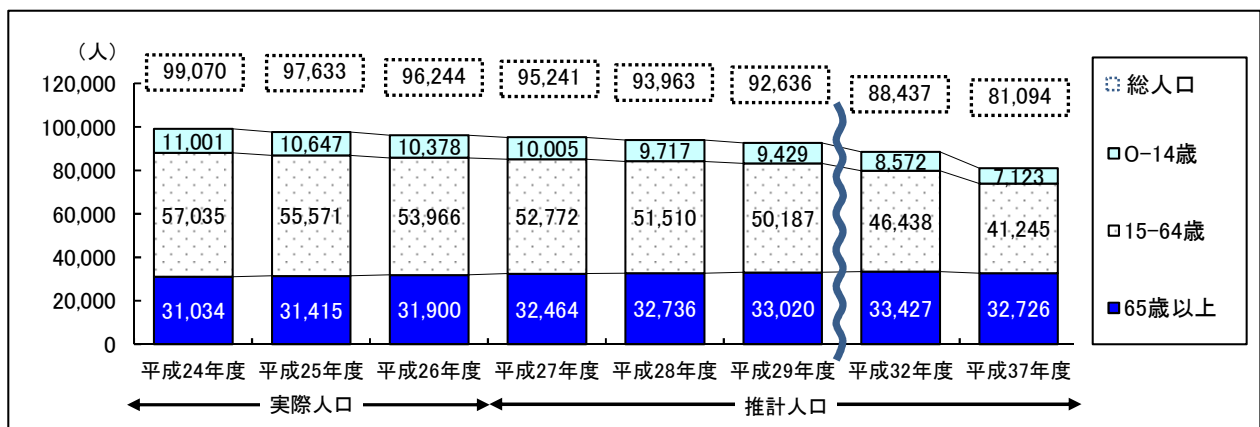
この計画は、団塊の世代が75歳を迎える10年後の平成37（2025）年に、多くの高齢者ができるだけ明るく元気でいられるよう、健康づくりや社会参加の一層の推進、在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や、新しい総合事業への積極的な取り組み、地域づくり・まちづくりを積極的に進めるための新しい出発点となるものです。

平成26年10月の横手市の高齢化率は33.1%であり、10年後には40%を超える見込みです。一部地域では、すでに高齢化率40%を超え、高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者等の支援のみならず、地域社会の維持・存続という観点からも、高齢者の自助を含めた地域共助力の維持・向上に向けた対策は、重要な課題の一つとなっています。

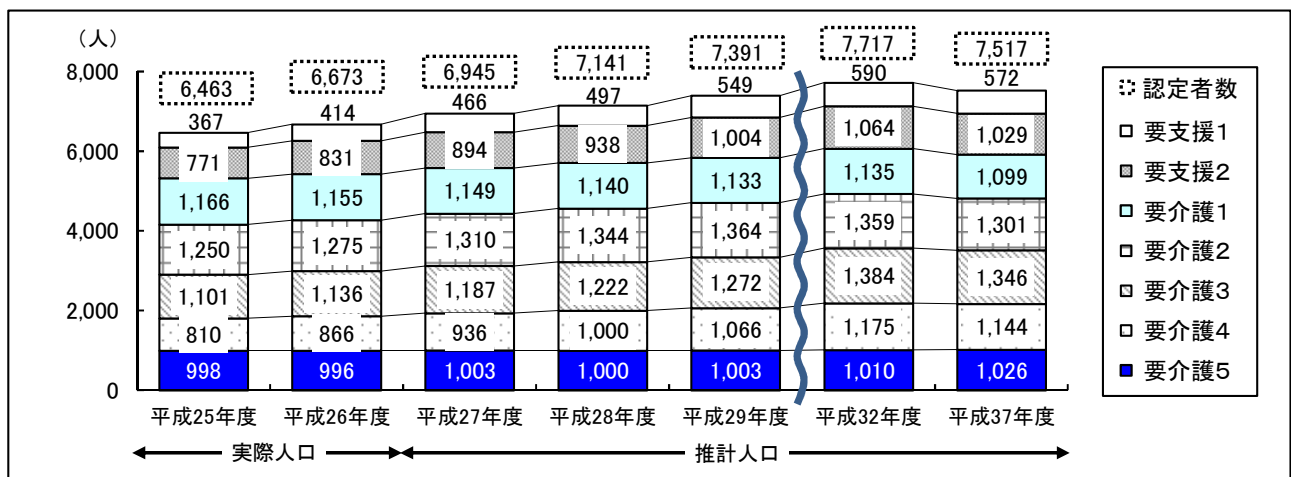
地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』の構築を進めることが必要です。

高齢者が、できるだけ長く、本人の能力、意欲に応じて地域で暮らしていける「地域包括ケアシステム」の確立を目指して、第6期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

【実際人口と将来推計】



【要介護度別要介護認定者数の将来推計】

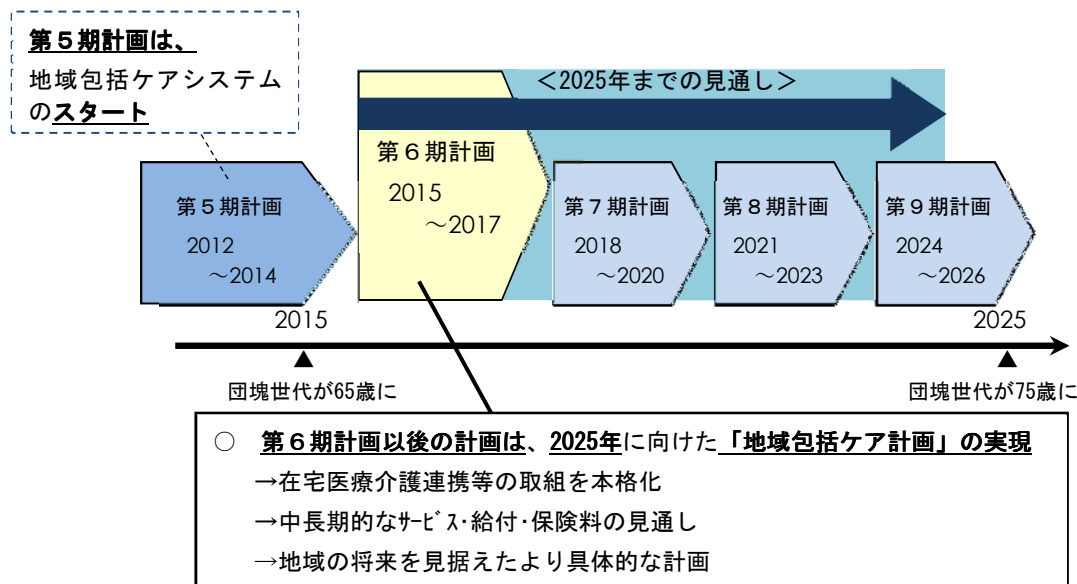


2 制度の改正のポイント

団塊の世代が75歳以上となる10年後の2025年（平成37年度）に向け、第5期からスタートした地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の施策を具体的に示し取り組むものです。

【2025年を見据えた介護保険事業計画の策定】

～ 6期の計画は「地域包括ケア計画」の始まり ～



3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としますが、平成37(2025)年度の目指すべき姿を念頭におき、中長期的な視野に立った施策を盛り込んで策定しました。

H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025
第5期			第6期			第7期			第8期			第9期	
		見直し			見直し			見直し			見直し		
平成37(2025)年度までの中長期的見通し													

4 計画の目指すべき将来像と基本目標

第6期計画は、高齢者誰もが住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていけるよう、第5期計画から実施している「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、将来像・基本目標を継承し、10年後を見据えた計画として取り組みます。



目指すべき将来像

横手市に暮らす誰もが 未来への希望を抱き生きていくために
家族の絆・地域の絆を深め ともに支えあい、助けあう地域社会

全体的施策

地域包括ケアシステムの構築

基本目標①

高齢者への地域における
支援体制の強化

- (1) 地域における生活支援体制の構築
- (2) 地域見守り体制の構築
- (3) 地域包括支援センターの機能強化
- (4) 医療と介護の連携推進
- (5) 災害時における初動・救援体制の構築
- (6) 敬老意識の醸成

基本目標②

高齢者の自立した
生活の維持

- (1) 日常生活圏域を単位とした生活支援
- (2) 新しい介護予防事業の推進（一般介護予防事業）
- (3) 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施
- (4) 健康づくりの推進
- (5) 生きがいづくり・社会参加の促進
- (6) 疾病予防の推進
- (7) 認知症予防と認知症高齢者への支援
- (8) 在宅介護への支援
- (9) セーフティネットの確保
- (10) 高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備

基本目標③

介護保険事業の
円滑な運営

- (1) 制度周知と利用啓発
- (2) 介護サービス利用・苦情等相談窓口体制の充実
- (3) 低所得者への負担軽減
- (4) 介護認定・介護給付等の適正化
- (5) 介護サービス事業者等の更なる資質向上
- (6) 市町村特別給付等への対応

5 計画の重点施策

重点施策 ①

地域包括ケアシステムの強化

市内3箇所にある地域包括支援センターが主体となり、市民にとって身近な相談窓口の周知、多職種による専門的視点を交えた地域ケア会議を開催し、包括的・継続的な支援を行います。また、医療機関等との連携強化による在宅医療の充実、地域ネットワーク体制づくりの推進に努めます。

「地域包括ケアシステムの強化」のための重点事業

- 【総合相談支援事業】
- 【地域ケア会議の開催】
- 【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】
- 【在宅医療・介護連携推進事業】
- 【地域支えあいネットワークの構築】
- 【地域支え合い体制づくり事業】

重点施策 ②

認知症支援策の強化

認知症ケアパスの導入、専門的知識を持った認知症地域推進員の設置、介護と医療等との連携のほか、キャラバンメイトや認知症サポーター養成、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、地域の見守り体制の強化を図ります。

さらに、早期発見・早期対応のための認知症初期集中支援チーム等設置促進事業の新設、判断能力が十分でない方へ対する擁護支援を行います。

「認知症支援策の強化」のための重点事業

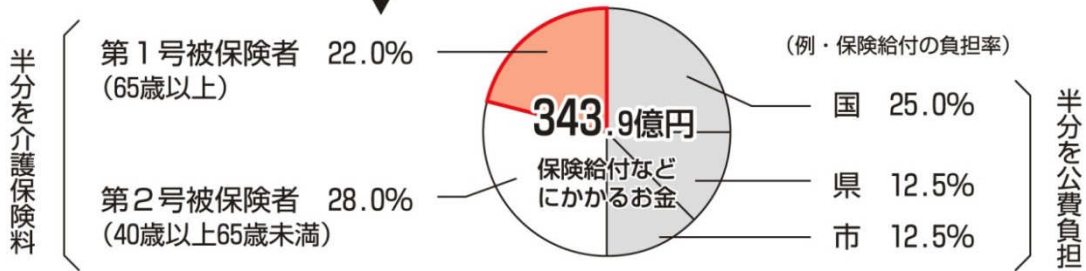
- 【認知症総合支援事業】※新規事業
 - ① 認知症ケアパスの作成・普及事業
 - ② 認知症地域支援推進員等設置事業
 - ③ 認知症初期集中支援推進事業
 - ④ 認知症ケア向上推進事業
- 【徘徊高齢者家族支援サービス事業】
- 【認知症高齢者見守り事業】
- 【市民後見推進事業】
- 【権利擁護事業】
- 【成年後見制度利用支援事業】



6 介護保険制度が変わります

介護保険制度の改正に伴い、向こう3年間の見通しを推計しました。これまでの3年間と比べて、介護や支援が必要な認定者数や総費用などが10%以上増える見通しです。

	平成26年度までの3年間 (平成24~26年度・第5期)	平成27年度からの3年間 (平成27~29年度・第6期)
認定者数	65歳以上の人口は31,900人 6,673人 (20.9%) ※平成26年10月1日(実績)	65歳以上の人口は33,020人 7,391人 (22.4%) ※平成29年10月1日(推計) 10.8%増 全体では約5人に1人 しかし… 75歳以上だと3人に1人 80歳以上だと2人に1人 85歳以上だと5人に3人 90歳以上だと5人に4人
総費用	約310.9億円 (内訳) 保険給付分 約304億8千万円 地域支援事業分 約6億1千万円	約343.9億円 (内訳) 保険給付分 約330億4千万円 地域支援事業分 約13億5千万円 10.6%増 
保険料	※県平均5,338円 5,139円 (年額61,600円) ▶65歳以上の人の法定負担 『総費用』の21%	年額を決めるための基準月額 5,716円 (年額68,500円) ▶65歳以上の人の法定負担 『総費用』の22% 11.2%増 ※ただし低所得者の保険料は軽減



※国や県の正確な負担率は、給付の種類によって異なります

その他の主な変更点

- 特別養護老人ホームの新規入所対象者が、原則、要介護3以上に限定
- 事業者が受け取る介護報酬の改定(全体でマイナス2.27%)
- 要支援1または要支援2の方の訪問介護と通所介護が、市の事業に移行
- 一定以上の所得がある方の利用者負担等の見直し【平成27年8月】



横手市の介護保険レポート

～何の備えにいくらの介護保険料が必要かをまとめた設計書です～

サービスの利用料
ではありません

(月額)

<input checked="" type="checkbox"/>	介護や支援が必要になったときの備えに	—————	5,746 円
	・ヘルパーやデイサービスなどの在宅サービス	2,899円	}
	・介護付き有料老人ホームやグループホームなど居住系サービス	552円	
	・特別養護老人ホームなどの施設サービス	1,805円	
	・高額介護サービスなど、その他の給付費	490円	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護予防や高齢者支援・福祉サービスに	—————	279 円
<input checked="" type="checkbox"/>	負担のしかたを見直したことによる割引	—————	△16 円
<input checked="" type="checkbox"/>	これまでの積立金を活用した割引	—————	△293 円
	合計	—————	<u>5,716 円</u>

年間保険料
(基準額)

68,500 円

※5,716円×12カ月(100円未満切り捨て)

●保険料の基準額(月額)の決まり方

65歳以上の方の保険料は、横手市の総費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに、所得等に応じた保険料が設定されます。

平成 27～29 年度の基準額(月額)

5,716 円

||



総費用

34,386,773 千円

×

65歳以上の
人の負担率

22%

÷

65歳以上
人口

3年間延べ
90,401 人

÷

収納率

98.5%

÷

12 カ月

約 6,107,510 千円 (実質 17.8%)

※本来、総費用の 22%を負担しますが、国からの交付金や準備基金を活用することで低く抑えられています。

※3年間の延べ人数は、所得状況等を考慮して補正した人数です

●平成 27～29 年度の年間保険料

世帯や本人の住民税課税状況や収入などを考慮して、10段階に分かれています。

第1段階は平成28年度まで据え置きで、平成29年度に大幅に軽減される予定です。

第2段階と第3段階は、いったん保険料が上がりますが、消費税率の引き上げによる財源を活用した軽減策により、平成29年度にそれぞれが軽減されます。

また、第4段階については、負担割合を見直すことにより、3年間を通して第5期の保険料を据え置くよう配慮しています。

※上段は保険料年額、下段は基準額に対する負担割合

(単位：円)

保険料段階	対 象 者		第5期	第6期	
			平成24～26年度	平成27, 28年度	平成29年度
第1段階	市世帯 税の 非全 課税 が	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	30,800 (0.5)	30,800 (0.45)	20,500 (0.3)
		「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下			
第2段階	本人が 市民 税非 課税 が	「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超120万円以下	46,200 (0.75)	51,300 (0.75)	34,200 (0.5)
第3段階		「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円超			47,900 (0.7)
第4段階	課世 税帯 者に が市 民 税	「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	61,600 (基準)	61,600 (0.9)	
第5段階		「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超		68,500 (基準)	
第6段階	本人が 市民 税課 税	合計所得金額が120万円未満	77,000 (1.25)	82,200 (1.2)	
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満		89,000 (1.3)	
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	92,400 (1.5)	102,700 (1.5)	
第9段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満		116,400 (1.7)	
第10段階		合計所得金額が400万円以上	107,800 (1.75)	130,100 (1.9)	

※ 課税年金収入とは、老齢年金等の課税年金（遺族年金・障害年金等の非課税年金は含まれません）

例えば



私の収入は年間68万円の老齢年金だけで、世帯の全員が非課税です。



(第1段階)
年間 **30,800円**

※平成29年度は、20,500円(予定)

ご相談・お問い合わせは・・・



●高齢者の介護・福祉・健康・医療、その他悩みごとについて

どんな悩みでも結構です。お気軽にお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

(Eメール：hokatsu-shien@city.yokote.lg.jp)

【横手・山内地域】

東部地域包括支援センター

TEL 35-2160

〒013-8601 横手市中央町8-2 本庁舎4階

【雄物川・大森・大雄地域】

西部地域包括支援センター

TEL 35-2135

〒013-0525 横手市大森町字菅生田245-206 大森町高齢者等保健福祉センター内

【増田・平鹿・十文字地域】

南部地域包括支援センター

TEL 35-2177

〒019-0529 横手市十文字町字海道下7 十文字庁舎内

●高齢者の健康づくりについて

健康推進課

(Eメール：kenkou@city.yokote.lg.jp)

〒013-0044 横手市横山町1-1 横手保健センター内

TEL：0182-33-9600 FAX：0182-32-9601

●高齢福祉、介護保険全般について

高齢ふれあい課

(Eメール：korei@city.yokote.lg.jp)

〒013-8601 横手市中央町8-2 本庁舎4階

TEL：0182-35-2134 FAX：0182-32-9709

第6期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画【概要版】

平成27年度～平成29年度

発行：横手市役所 健康福祉部 高齢ふれあい課

※この概要版に関するお問い合わせは 高齢ふれあい課 へ